

※ 処理 事項	1 現年度	2 新年度	3 両年度
	コピー		

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

【1】異動があった場合は、速やかに提出してください。

年 月 日 (届出先) 明和町長	給(特別徴収義務者)	所在地	郵便番号																
		フリガナ	名称																
		代表者の職氏名																	
		個人番号又は法人番号																	
給与所得者				(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	下段届出書(3)は新勤務先で記載									
フリガナ				円	月分から 月分まで	円	年 月 日	<input type="checkbox"/> 1 退職(普・障) <input type="checkbox"/> 2 転 勤 <input type="checkbox"/> 3 合 併 <input type="checkbox"/> 4 休職(育休等) <input type="checkbox"/> 5 長期欠勤 <input type="checkbox"/> 6 死 亡 <input type="checkbox"/> 7 会社解散・廃業 <input type="checkbox"/> 8 住所誤報 <input type="checkbox"/> 9 その他(特別徴収不可)	<input type="checkbox"/> 1 特別徴収継続(転勤) <input type="checkbox"/> 2 一括徴収 残税額を本人から徴収してまとめて納入 1月以降は必須 <input type="checkbox"/> 3 普通徴収 (本人が納付書で納付)	一括徴収した税額は 月分(月 日納期限分) で納入します。 (注)一括徴収の場合は必ず記載してください。 中段(2)も記載してください。									
氏名				(旧姓:)															
生年月日				年 月 日															
個人番号																			
1月1日現在の住所																			
給与の支払を受けなくなった後の住所																			

【2】一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

(注)1月1日から4月30日までの間に退職した場合は、一括徴収することが義務づけられています。

一括徴収の理由	異動者印	給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額	
<input type="checkbox"/> 1 異動が令和 年12月31日までで、申出があったため (月 日申出) <input type="checkbox"/> 2 異動が令和 年1月1日以後で、特別徴収継続の希望がないため		月 日	円	円
一括徴収できない理由(1/1~4/30の間の退職者等)				
<input type="checkbox"/> 1 5月31日までに支払われる給与又は退職手当がない、又は未徴収税額より少ないため <input type="checkbox"/> 2 その他 理由()		月 日	円	円

(注)「9 その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。		1月1日以降退職時までの給与支払金額
<input type="checkbox"/> 1 (普B)	他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)	円
<input type="checkbox"/> 2 (普C)	給与が少なく税額が引けない(年間の給与支給額が93万円以下)	円
<input type="checkbox"/> 3 (普D)	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)	円
<input type="checkbox"/> 4 (普E)	事業専従者(個人事業主のみ対象)	円
		控除社会保険料額
		退職手当等の支払額(支払予定額)
		円
		勤続年数
		年

(注)事業所及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替は、原則できません。

【3】転勤等による特別徴収届出書 (左欄外の注意書きを参照してください。)

月分から 月割額 円 を徴収し納入します。	給(特別徴収義務者)	所在地	郵便番号	新規、既存のどちらかにチェックをしてください。 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 既存 ※									
		フリガナ	名称	特別徴収義務者指定番号									
		代表者の職氏名	連絡者の係及び氏名並びにその電話番号										
			係 氏名 電話										
				経 理 責 任 者 氏 名									

明和町役場税務課に月末までに届かない場合、翌月10日までに通知できないことがあります。
明和町ホームページからもダウンロードできます。

御注意

5 4 3

2 1

宛名番号の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段(1)の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
ただし、給与所得者の欄の個人番号は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、給与支払者の欄の個人番号は前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。新勤務先では下段(3)転勤等による特別徴収届出書の事項を記載し、1月1日現在の住所地(課税地)の市町村長に送付してください。
1月1日から4月30日までの間に退職した人未徴収税額がある場合は一括徴収するとともに、該当する□にチェックをしてください。
※印の欄は届出者において記載する必要はありません。黄色の部分に記載してください。
黒のボールペン又はペンで記載してください。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

提出先 明和町役場 税務課
〒370-0795 群馬県邑楽郡明和町新里250番地1

※ 処理 事項	1 現年度	2 新年度	3 両年度
	コピー		

[1]異動があった場合は、速やかに提出してください。

XX年○月△日 (届出先) 明和町長	給(特別徴収義務者) 所在地 370-0708 群馬県邑楽郡明和町新里〇〇番地 名称 株式会社 〇〇工業 代表者の職氏名 代表取締役 特徴 太郎	郵便番号 370-0708 群馬県邑楽郡明和町新里〇〇番地
特別徴収義務者指定番号 9999999 宛名番号 15	係 人事労務課 氏名 明和 花子 電話 0276-84-XXXX	税額通知書に記載されている指定番号・宛名番号を書いてください。
フリガナ メイワ アキコ 氏名 明和 昭子 生年月日 昭和60年4月1日 個人番号 012345678901	給与所得者 フリガナ メイワ アキコ 氏名 明和 昭子 生年月日 昭和60年4月1日 個人番号 012345678901	特別徴収税額(年税額) 140,000 徴収済額 35,600 未徴収税額 104,400
1月1日現在の住所 邑楽郡明和町中谷〇〇番地	異動年月日 XX年8月31日	異動の事由 <input checked="" type="checkbox"/> 1 退職(普・備) <input type="checkbox"/> 2 転勤 <input type="checkbox"/> 3 合併 <input type="checkbox"/> 4 休職(育休等) <input type="checkbox"/> 5 長期欠勤 <input type="checkbox"/> 6 死亡 <input type="checkbox"/> 7 会社解散・廃業 <input type="checkbox"/> 8 住所誤報 <input type="checkbox"/> 9 その他(特別徴収不可)

普通徴収 記載例

[2]一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

(注)1月1日から4月30日までの間に退職した場合は、一括徴収します。

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。

(ア) 年税額	140,000	(6~翌年5月分)
(イ) 徴収済額	35,600	(6~8月分)
(ウ) 未徴収税額	104,400	(9~翌年5月分)
	↑ 普通徴収税額	

(注)「9 その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。	1月1日以降退職時までの給与支払金額
<input type="checkbox"/> 1 (普B) 他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)	1,200,000
<input type="checkbox"/> 2 (普C) 給与が少なく税額が引けない(年間の給与支給額が93万円以下)	控除社会保険料額 60,000
<input type="checkbox"/> 3 (普D) 給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)	退職手当等の支払額(支払予定額) 700,000
<input type="checkbox"/> 4 (普E) 事業専従者(個人事業主のみ対象)	勤続年数 3

理由のない普通徴収への切替は認められません。
※「異動の事由」が「9 特別徴収不可」の場合は、「普B~普E」のいずれかの理由を必ず選択してください。

月割額	円	与別徴収義務者)
を徴収し納入します。		フリガナ 名称 代表者の職氏名

明和町役場税務課に月末までに届かない場合、翌月10日までに通知できないことがあります。明和町ホームページからもダウンロードできます。

御注意
1 1月1日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。
2 前勤務先へ送付願います。
3 前勤務先へ送付願います。
4 前勤務先へ送付願います。
5 前勤務先へ送付願います。
6 前勤務先へ送付願います。
7 前勤務先へ送付願います。
8 前勤務先へ送付願います。
9 前勤務先へ送付願います。
10 前勤務先へ送付願います。
11 前勤務先へ送付願います。
12 前勤務先へ送付願います。
13 前勤務先へ送付願います。
14 前勤務先へ送付願います。
15 前勤務先へ送付願います。
16 前勤務先へ送付願います。
17 前勤務先へ送付願います。
18 前勤務先へ送付願います。
19 前勤務先へ送付願います。
20 前勤務先へ送付願います。
21 前勤務先へ送付願います。
22 前勤務先へ送付願います。
23 前勤務先へ送付願います。
24 前勤務先へ送付願います。
25 前勤務先へ送付願います。
26 前勤務先へ送付願います。
27 前勤務先へ送付願います。
28 前勤務先へ送付願います。
29 前勤務先へ送付願います。
30 前勤務先へ送付願います。
31 前勤務先へ送付願います。
32 前勤務先へ送付願います。
33 前勤務先へ送付願います。
34 前勤務先へ送付願います。
35 前勤務先へ送付願います。
36 前勤務先へ送付願います。
37 前勤務先へ送付願います。
38 前勤務先へ送付願います。
39 前勤務先へ送付願います。
40 前勤務先へ送付願います。
41 前勤務先へ送付願います。
42 前勤務先へ送付願います。
43 前勤務先へ送付願います。
44 前勤務先へ送付願います。
45 前勤務先へ送付願います。
46 前勤務先へ送付願います。
47 前勤務先へ送付願います。
48 前勤務先へ送付願います。
49 前勤務先へ送付願います。
50 前勤務先へ送付願います。
51 前勤務先へ送付願います。
52 前勤務先へ送付願います。
53 前勤務先へ送付願います。
54 前勤務先へ送付願います。
55 前勤務先へ送付願います。
56 前勤務先へ送付願います。
57 前勤務先へ送付願います。
58 前勤務先へ送付願います。
59 前勤務先へ送付願います。
60 前勤務先へ送付願います。
61 前勤務先へ送付願います。
62 前勤務先へ送付願います。
63 前勤務先へ送付願います。
64 前勤務先へ送付願います。
65 前勤務先へ送付願います。
66 前勤務先へ送付願います。
67 前勤務先へ送付願います。
68 前勤務先へ送付願います。
69 前勤務先へ送付願います。
70 前勤務先へ送付願います。
71 前勤務先へ送付願います。
72 前勤務先へ送付願います。
73 前勤務先へ送付願います。
74 前勤務先へ送付願います。
75 前勤務先へ送付願います。
76 前勤務先へ送付願います。
77 前勤務先へ送付願います。
78 前勤務先へ送付願います。
79 前勤務先へ送付願います。
80 前勤務先へ送付願います。
81 前勤務先へ送付願います。
82 前勤務先へ送付願います。
83 前勤務先へ送付願います。
84 前勤務先へ送付願います。
85 前勤務先へ送付願います。
86 前勤務先へ送付願います。
87 前勤務先へ送付願います。
88 前勤務先へ送付願います。
89 前勤務先へ送付願います。
90 前勤務先へ送付願います。
91 前勤務先へ送付願います。
92 前勤務先へ送付願います。
93 前勤務先へ送付願います。
94 前勤務先へ送付願います。
95 前勤務先へ送付願います。
96 前勤務先へ送付願います。
97 前勤務先へ送付願います。
98 前勤務先へ送付願います。
99 前勤務先へ送付願います。
100 前勤務先へ送付願います。

※ 処理 事項	1 現年度	2 新年度	3 両年度
	コピー		

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

【1】異動があった場合は、速やかに提出してください。

届出先 XX年○月△日 明和町長	給(特別徴収義務者) 明和 昭子 (旧姓:)	所在地 群馬県邑楽郡明和町新里〇〇番地	郵便番号 370-0708	株式会社 □□工業 代表取締役 特徴 太郎													
フリガナ メイワ アキコ	氏名 明和 昭子	生年月日 昭和60年4月1日	個人番号 012345678901	1月1日現在の住所 邑楽郡明和町中谷〇〇番地	給与の支払を受けなくなった後の住所	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3
特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額 6月分から9月分まで 8月分まで5月分まで	(ウ) 未徴収税額 104,400円	異動年月日 XX年8月31日	<input checked="" type="checkbox"/> 1 退職(普・障) <input type="checkbox"/> 2 転勤 <input type="checkbox"/> 3 合併 <input type="checkbox"/> 4 休職(育休等) <input type="checkbox"/> 5 長期欠勤 <input type="checkbox"/> 6 死亡 <input type="checkbox"/> 7 会社解散・廃業 <input type="checkbox"/> 8 住所誤報 <input type="checkbox"/> 9 その他(特別徴収不可)													

税額通知書に記載されている指定番号・宛名番号を書いてください。	特別徴収義務者指定番号 9999999
	宛名番号 15
係 人事労務課	氏名 明和 花子
連絡者の係氏名並にその電話番号	電話 0276-84-XXXX

一括徴収 記載例

異動後の未徴収税額の徴収

1 特別徴収 継続(転勤)

2 一括徴収
残税額を本人から徴収してまとめて納入
1月以降は必須

3 普通徴収 (本人が納付)

下段届出書(3)は新勤務先で記載

一括徴収した税額は
9月分(10月10日納期限分)で納入します。

一括徴収の場合は必ず記載してください。
【2】も記載してください。

、明和町役場から本人あてに納付書
をします。

【2】一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

(注)1月1日から4月30日までの間に退職した場合は、一括徴収することが義務づけられています。

一括徴収の理由	異動者印	給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額
<input type="checkbox"/> 1 異動が令和 年12月31日までの間で、申出があったため (8月25日申出) <input type="checkbox"/> 2 異動が令和 年1月1日以後で、特別徴収継続の希望がないため	明和	9月20日	104,400円
一括徴収できない理由(1/1~4/30の間の退職者等)			
<input type="checkbox"/> 1 5月31日までに支払われる給与又は退職手当がない、又は未徴収税額より少ないため <input type="checkbox"/> 2 その他 理由()			104,400円

一括で徴収した税額を納入する月
※1月以降の退職の場合は、原則一括徴収が基本となります。

1月1日以降退職時までの給与支払金額	1,200,000円
控除社会保険料額	60,000円
退職手当等の支払額(支払予定額)	700,000円
勤続年数	3年

4 (普E) 事業専従者(個人事業主のみ対象)

(注)事業所及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替は、原則できません。

【3】8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分で一括して納入する場合。

(ア) 年税額 140,000 (6~翌年5月分)
 (イ) 徴収済額 35,600 (6~8月分)
 (ウ) 未徴収税額 104,400 (9~翌年5月分)

↑ 一括徴収額 (納入額と同額)

新規、既存のどちらかにチェックをしてください。

新規 既存 ※

特別徴収義務者指定番号

連絡者の係及び氏名並びにその電話番号

氏名

電話

経理責任者名

御注意

1 宛名番号の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。

2 転勤・再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段(1)の事項を記載し、新勤務先に送付願います。

3 ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。新勤務先では下段(3)「転勤等」による特別徴収届出書(の事項を記載し、1月1日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。

4 1月1日から4月30日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。一括徴収することにも、該当する口にチェックをしてください。

